

中東諸国の法律・司法制度 ——各国の制定法が定める統治制度 ③——

インテグラル法律事務所 弁護士 田中 民之

前々回「[各国の制定法が定める統治制度①](#)」および前回「[各国の制定法が定める統治制度②](#)」の本稿では、トルコ、シリアおよびチュニジアの憲法が定めている国家統治の制度の概要を見てきた。現在の昏迷した中東諸国にある程度の秩序を取り戻すには、分断された状態にある中東の国々が「国」としての秩序を先ず回復する必要があるが、各国がそのための国内法的システムをどの程度備えているのかを検討する必要がある、と考えたからである。前々回および前回の検討を通じて得た一応の結論は、トルコおよびチュニジアの憲法の定める統治制度は、取り敢えずの必要は満たしているが、シリアの制度は余りにもバアス党独裁の性格が強いので、その点を改める必要があるが、そのためには先ず外国の干渉が排除されなければならない、ということであった。

今回は引き続き、アラブ最大のスンニー派の国であるエジプトの憲法を、「イスラームによる統治」に焦点を絞って検討してみることにする。検討の主たる対象はムスリム同胞団系のムルシー政権が作った憲法（「2012年憲法」）であるが、その前の軍事政権時代の憲法、および、ムルシー政権をクーデターで倒したエルシーシ政権による現行憲法（「2014年憲法」）にも触れることとする。

中東諸国の統治制度を考えるためには、この他に、サウジアラビア（が代表するアラブ湾岸の君主国）の憲法が定める統治制度も検討しなければならないが、これらの諸国の憲法（ないしは、憲法と呼ばれている法律）が定める制度は未だに不十分なものであり、今後の動きを見通して判断しなければならない。しかし筆者にはそのような将来を見通す能力はないので、申し訳ないが今回の検討は、本稿をもって終了させていただくこととする。

1. 従来のエジプト憲法のイスラームに関する規定

エジプトにおける最初の成文憲法は王政時代の1923年に制定されているが、ここでは、自由将校団が王政を打倒したいわゆるエジプト革命（1952年7月）以降に制定された1956年憲法とその後のものをざっと検討しておく。

(1) 1956年憲法には「イスラームは国の宗教である」（第2条）という規定があったが、

この規定はそれ以前の王政時代の憲法にも存在した文言を踏襲したものであって、殊更にイスラームによる統治を示すものではなかった。要するに19世紀以来の王政時代のエジプトはいわゆる「世俗国家」であり、1952年の革命も王政から共和政への統治体制の変更はもたらしたが、イスラーム的統治を目指した変革ではなかったのである。

しかしそのエジプトにおいても、19世紀末以来、ムハンマド・アブドゥヤラシード・リダーらのイスラーム改革派に率いられたイスラームの改革と復興を求める根強い底流が流れており、王政を打倒した軍事政権といえども、この流れを無視することはできなかった。ナセルの後を継いで大統領となったサダートは、エジプト国内で次第に強くなっていくこの底流に配慮して、「シャリーアの原則は立法のための基本的法源の一つである」という新しい規定を導入した憲法を制定する（1971年憲法・第2条）。

しかしながら1971年憲法のこの第2条の規定は、イスラーム改革派の主張に対する「ストッパー」としては不十分であった。何故ならばこの規定は、読めば明らかなように、シャリーアは立法のための基本的法源の「一つ」であると定めているに止まっており、シャリーア以外の法規範が法源（淵源）となることを許しているからである。シャリーア以外の法規範が法源（淵源）となって、シャリーアに適合しない（が、その法源には適合する）法律が制定される可能性は、この規定の下では残るから、その意味で、シャリーアに反する法律が生まれる危険は残るのである。そのためにこの規定は、1980年に文言の一部が改められて、「シャリーアの原則は立法のための基本的法源である」という（英語で言えば“the”という定冠詞で限定された）形に改正された。

- (2) この1980年の憲法改正によってエジプトはイスラーム国家となった（のだから、この問題についてこれ以上議論をする必要はない）というのがサダート（が代表する軍事政権側）のイスラーム改革派に対する回答であった。

エジプト憲法が導入したこの文言は、エジプト以外のアラブの諸国においても、シャリーアの国法上の地位についての一つの決着をつけたものと認識されており、それらの国の憲法にも取り入れられている。しかしこの規定を憲法に取り入れたということだけで、「その国はイスラーム国家となった」、と言えるのだろうか。

この規定を憲法に取り入れただけでは、シャリーアは国の立法のための基本的法源

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

であることにはなっても、シャリーアが法として直接適用されることにはならない。すなわち憲法にこの規定が置かれていても、それだけでは、その国において法として現実に適用されるのはその国の制定法であって、シャリーアではない。また仮にある制定法がシャリーアに反しているとしても、その制定法は、その国の裁判所がシャリーアに反するが故に無効であると判断するまでは、法として有効であり、適用されるべき法規として留まるのであって、シャリーアが直ちに適用されることにはならない。

従って、もしある国がイスラームの国だという意味が、シャリーアが国の法律として機能している（適用されている）国だということであるとしたら、その国は、条文の中にシャリーアを取り入れた法律を制定しなければならないはずである。その意味では、1980年の憲法第2条の上記の改正によってエジプトはイスラーム国家になったというのは、政治的主張としてしか受け取れない、ということになる。これらの点については、本稿でもすでに何度か述べさせていただいたので、これ以上は繰り返さないこととする。

以上要するに、「イスラームによる統治」をシャリーアによる統治（すなわち、シャリーアが直接適用される形の統治）と解するならば、これまでのエジプトでは、上記のようなシャリーアを巡る論争はあったけれども、イスラーム的統治のための制度が憲法に取り入れられることはなかった、ということになる。

2011年1月のムバーラク政権の崩壊でこの状態に如何なる変化が生じたかを、2012年憲法の規定を通して、次項で検討してみよう。

2. 2012年憲法におけるイスラーム的統治に関連する規定

(1) 2011年1月のムバーラク大統領の辞任以降のエジプトでは、暫定的に国権を掌握した国軍最高評議会の作成した憲法改正案の是非を問う国民投票（同年3月）に始まり、軍隊とその他の政党や政治グループとの間の憲法宣言合戦、同年末から翌2012年3月にかけての人民議会や諮問評議会の選挙、6月の憲法起草委員会の設立や大統領選挙、などの形で、約2年の期間にわたり、新しい憲法を作るための模索が続いたが、結局、ムスリム同胞団が擁立したムルシー大統領のグループによって作られた憲法草案が国民投票にかけられ、いわゆる2012年憲法が成立するに至る（同年12月）。

この2012年憲法は、次の第3項の2014年憲法の項で述べるとおり、僅か2年足らずで次の新たな憲法にとって代わられた極めて短命のものであるが、1952年の革命以来60年の長きに及ぶ軍事独裁政権の谷間の期間に生まれた、しかもイスラーム政党であることを自認しているムスリム同胞団系の政府の主導で作られた、その意味で貴重な資料である。その中のイスラームの統治に関連すると思われる規定を、以下に整理

して取り上げてみる。

- (2) 2012年憲法は、前文とそれに続く5編、236条から成っている。1956年憲法の6編、196条、1971年憲法の7編、211条、に比べると、編数は少ないが条文数は若干多い(ちなみに日本国憲法は、11章、103条である)。

本稿の検討対象であるイスラームの統治に関連すると思われる規定は、第1編(国および社会の構成要素)、第2編(権利および自由)と、第5編(最終規定および経過規定)に若干見られる程度で、その数は多くない(というよりも、イスラーム政党であることを自認しているグループが作った憲法にしては、極めて少ない)。

以下、第1編から順に気が付いたものをお示ししてみる。

第1編 国および社会の構成要素

第1章 政治的構成要素

第1条

(第1項・略)

(第2項) エジプト人民はアラブおよびイスラーム共同体の一部であり(以下、省略)

- この第1条第2項は1971年憲法の第1条第2項(「エジプト人民はアラブ共同体の一部であり、…」)に、「およびイスラーム共同体の」という文言を付け加えている。ここで「共同体」と訳した単語は「ウンマ」であって、特に宗教に立脚した共同体という意味合いが強い。「ウンマ・イスラーミーヤ」というと、それだけで「世界中のムスリムを含みこむボーダーレスでグローバルなもの」(岩波「イスラーム辞典」)との感覚を読んだ者に抱かせるように思われる。

第2条

イスラームは国の宗教であり、…イスラームのシャリーアの原則は立法のための基本的法源である。

- これは、上記1. で述べた1980年改正憲法の第2条と同文の規定であり、新たなものではない。

第3条

キリスト教徒およびユダヤ教徒であるエジプト人に適用されるシャリーアの原則は、彼らの身分的、宗教的事項、および、宗教上の指導者の選出に関する立法のための基本的法源である。

- これは2012年憲法で加えられた新しい規定であるが、この規定が定めていること

は、ユダヤ教徒やキリスト教徒（シャリーアでは「ズィンミー」と呼んで庇護の対象としている）は、アラーから与えられた「啓典」を持つ「経典の民」として信仰の自由を保証される、というイスラームの基本的な考え方に基づくものであるから、特に憲法で新たに定められたものとする必要はないであろう。

具体的に言えば、コプトを始めとするキリスト教徒やユダヤ教徒達の婚姻や相続等に関しては、これらの者に適用される法律による、ということであるが、その趣旨はすでにエジプトの法律（1955年法律第462号）で定められている。要するに、既に行われていることを憲法上明文化したものである。

なお、ついでに述べておくと、この第3条の本文や上記の1955年法律第462号の本文では、キリスト教徒やユダヤ教徒に適用される法律を「シャリーア」と呼んでいる。すなわち「シャリーア」は、「法」あるいは「法律」に相当する普通名詞なのである。従って、ムスリムに適用される法律は、正確には、「イスラームのシャリーア」と呼ぶべきであろうが、本稿ではこれまで、ムスリムやイスラーム社会に適用される法を単に「シャリーア」と呼んできた（また今後も呼ぶことになる）が、簡便のためということでお許しをいただきたい。なお、上記第2条の訳文では原文通り「イスラームのシャリーア」と訳しておいた。

第4条

高貴なるアズハルは独立したイスラームの総合機関であり、外部の干渉を排してその事業のすべてを運営し、エジプトおよび世界におけるイスラーム、宗教学およびアラビア語の布教および普及に努める。イスラームのシャリーアに関する問題については、高貴なるアズハルの高位イスラーム法学者委員会の意見を求めるものとする。

国は、アズハルがその目的を実現するために十分な財政資金を、提供する。

アズハル総長は独立であって、罷免することはできない。高位イスラーム法学者委員会のメンバーからの総長の選抜方法は、法律でこれを定める。

以上のすべては、法律が定めるところによるものとする。

→ 「アズハル」とはファーティマ朝時代（西暦10世紀）からカイロに存在するモスクの名前であるが、単なる礼拝場所であるに止まらず、イスラーム法学を中心とする学術・教育のための総合的機関でもあって、アズハル総長の指揮のもとにスンナ派最大のウラマー集団を擁し、国際的にも権威を認められている（岩波「イスラーム辞典」）。エジプト国民は一般に宗教的に敬虔であり、アズハルを卒業した「アズハリ」と呼ばれる宗教者に対する信頼は、一般的に高い。

→ アズハルについてはこれまでの憲法には特に規定はなかった。従って、この第4条も上記の第3条と並んで新しい規定であるわけだが、上記のとおりアズハルは古く

からあるイスラームの重要な機関（組織）であって、その意味では憲法以前の存在であるから、第3条の場合が既に従前から法律の手当てがなされていた事項についての規定であるのと同様に、この第4条も、既に存在する機関（組織）についての規定である。ただし、以下に述べる通り、この第4条には新規性を持つ個所もあるので、それを指摘しておく。

- まず最初は、イスラームのシャリーアに関する問題については、アズハルの高位イスラーム法学者委員会の意見を求めることを明文化した（第1項）ことである。もっともムバーラク時代にも、人民議会で新しい法律案を議論し、採択する際には、その法案がイスラームに反しないことの確認をアズハルに求めることが手続きの一つになっていたから、その意味では新規性は薄いと思われる。
- 次は第2項で、アズハルの目的を実現するために十分な財政資金を提供することを国の義務と定めたことである。これもこれまで事実上行われてきたことではあるが、このように憲法の明文で定めることは、他の同種の機関には見られないことであり、アズハルの地位がそれだけ高いことを如実に示すものであると言えよう。
- 第三には、アズハルの総長の地位の保証とその選抜方法の大筋が、憲法で規定されたことである（第3項）。ここで「長老」と訳した単語のアラビア語は「シェイク（ル・アズハール）」であるが、この「シェイク」という肩書は、オスマントルコ時代の最高位のウラマーで、スルターンに次ぐ権威を有したと言われる「シェイク・ル・イスラーム」の呼び名として使われたものであり、シェイク・ル・アズハールも、同様に高い権威の持主と考えられ、尊敬されてきている。

しかし軍政期には、政府によるアズハルへの支配が強まり、シェイク・ル・アズハールも大統領が任命するようになり、特にムバーラク時代の後半には、大統領の政策のイエスマンと見られる者が任命され、このためアズハルの内部でも批判や異論が絶えないといった状態が続いていた。

この第3項はそのように不安定な総長の選出方法を改めて、高位イスラーム法学者委員会がその委員の中から選出する旨を定めると共に、総長の地位は独立であって罷免されることがない旨を、定めたものである。

- 上記のように軍政時代にはアズハルが政権の走狗となっていたこともあり、反体制派のムスリム同胞団を始めとするイスラーム系の政党とアズハルとは利害を異にし、対立関係にあったが、2011年1月革命後、政権獲得の可能性ありと見たムスリム同胞団はいち早くアズハルとの関係を修復し、同胞団はイスラーム社会を実限するための政治面での活動は続けるが、何がイスラームであるかについては、アズハルの宗教的見解に従うという、一種の政治的妥協を図った。この憲法第4条はそのことを条文で示した、ということであろう。

このような「妥協的」態度は、その他の多くの面で指摘されたムスリム同胞団による、党派的・世俗的権力の行使と共に、ムルシー政権のあっけない幕切れの原因になったように思うが、その分析は私の能力外であるので、これ以上は控える。

第2章 社会的・倫理的構成要素

この章には、イスラームの統治に関連すると思われる規定は特には見当たらない。強いて挙げれば、宗教的価値を守る義務を（他の義務と並べて）国に課していること（第11条）くらいであろう。

第3章 経済的構成要素

この章では、ワクフについての規定が新たに2条に分かれて規定されていることが注目される。なお、ワクフについては第212条にも規定があるが、その点についてはその箇所で述べることとする。

第21条

国は、公有、共同所有、個人所有およびワクフ所有からなる合法的な財産権を、法律の定めるところに従って、保障し、保護する。

- この規定は、1971年憲法の第29条が規定していた財産の所有形態に、新たに「ワクフによる所有」という形態を加えたものである。
- 「ワクフ」とは、主として慈善目的（モスク、学校、病院等の運営など）に充てるために、個人の財産を寄進し、その財産の処分権を放棄するという、シャリーアに基づいて古くから行われてきたイスラーム法上の行為である（放棄された財産や、その運営組織も「ワクフ」と呼ばれることがある）。

第25条

国は、慈善ワクフ制度を再生し、奨励する責任を負う。

ワクフの組織、ならびに、ワクフの設定、ワクフ財産の運営・投資、および、権利者への報酬の分配については、ワクフ寄進の条件に基づいて、法律で定めるものとする。

- この規定は、1971年憲法にも見られない新しいものである。
- 第1項の「慈善ワクフ制度」というのは、上記第21条で注記した「慈善目的のためのワクフ」のことで、これが本来あるべきワクフの姿である、と考えられている。

しかし現実には、ワクフ財産を寄進者の家族が自分たちの利益のために管理・運営するという形態のワクフ（一般に「家族ワクフ」と呼ばれる）が広がってしまっている。この第25条が慈善ワクフ制度の「再生」につき「国が責任を負う」と定め

たのは、その事実を国としても認めざるを得ないと考えたからであろう。

次の第2篇（権利および自由）は、第1章（個人の権利）、第2章（市民的および政治的権利）、第3章（経済的および社会的権利）、第4章（権利および自由の保全の保証）に分かれているが、これらの箇所には「イスラームによる統治」に直接関連すると思われる規定は見当たらない。強いて挙げれば、第43条で信教の自由を（1971年憲法が用いた用語から、それ以前の憲法で用いていたより広い意味の用語に戻して）改めて保障したことと、以下の第44条を新たに加えたことであろうか。

第44条

使徒および預言者への誹謗または中傷は、すべて禁止される。

→ ここで「使徒」および「預言者」と訳したアラビア語の単語は、原文では複数形である。従ってイスラームにおける使徒でもあり預言者でもあるムハンマドのみならず、ユダヤ教やキリスト教の使徒や預言者（モーゼやイエスなど）も含まれている。

次の第3編（公権力）には関連規定は見当たらないが、続く第4編（独立機関および監査機関）には、第5章（独立機関）の中に、次のとおり、ワクフに関する事項を担当する機関についての規定が置かれている。

第212条

ワクフ問題最高機関は、公私のワクフ団体の組織化、ならびに、これらの団体の指揮監督および監査を行い、正しい経営および管理の実施を確保し、ワクフ文化の社会全体への普及を確保するものとする。

→ これも過去の憲法にはない規定であるが、エジプト政府には従来からワクフ省という役所がある。そのワクフ省とこのワクフ問題最高機関との関係が分からないが、ワクフ省には同種の機関があったということかもしれない。

最終編である第5編（最終規定および経過規定）の中では、次の規定に、イスラームによる統治との関連性が認められそうである。

第219条

イスラームのシャリーアの原則には、すべての者が認めている典拠、ならびに、イスラーム法学が認める諸原則、および、スンニー法学派の認める法源が含まれる。

→ この規定にはイスラーム法学の用語が沢山出てきているので判り難いところもある

が、要するに、この憲法の第2条で「…シャリーアは立法のための基本的法源である」と定めていることを受けて、そこでいう「シャリーア」の内容を、①ムスリムなら全員が認めるコーランとスンナ、②イスラーム法学者が共通して認める原則、および、③スンニー法学派が認めている法原則、から成るものであるとパラフレイズした規定なのであろう。

- (3) 第1項で述べたとおり、エジプト革命後ムバーラク政権崩壊までの期間における軍事独裁政権下のエジプトでは、「エジプトはすでにイスラーム国家である」という一方的な理屈でイスラームの統治に関する議論は許されなかった。その後生まれた、イスラーム政党を自唱するムスリム同胞団系の政府の主導で作られた2012年憲法ではあるが、その規定を見ても上記のとおりであって、シャリーアによる統治（すなわち、シャリーアが直接適用される形の統治）にまで踏み込んだものとは言えないようである。

2012年憲法がシャリーアによる統治にまで踏み込んだ条文を規定し得なかったのは、一つには、ムスリム同胞団を始めとする非軍事勢力（民間勢力）にまとまりがなかったこともあって、憲法改正の作業が円滑に進まず、その過程で裁判所や軍隊がたびたび介入したために、十分な検討を尽くす暇がなかったということもあろうが、より根本的には、非軍事勢力（民間勢力）は、これまでの権力者達が1971年および1980年憲法で示した「回答」に代わる統治方法を示すための努力（イジュティハード）をしなかった（あるいは、するだけの力を涵養してこなかった）ことにあるのではないだろうか。

3. 現行憲法（2014年憲法）におけるイスラーム的統治に関連する規定

- (1) 2013年6月のムルシー大統領就任1周年を契機とする大規模な反ムスリム同胞団デモは、翌7月の軍事クーデターの引金を引くこととなり、結局エジプト国軍が再び権力を掌握する。軍はマンスール最高裁判所長官を暫定大統領に任命し、新たな憲法制定の道を急ぐ。改正憲法草案は10名の委員から成る専門家委員会が作成した草案を50人の別のメンバーから成る委員会が審議し、採択したもので、2014年1月に国民投票にかけられ、成立した（2014年憲法）。

その後はこの2014年憲法の定めに従って大統領選挙が行われて、ムルシー大統領時代の国防大臣であったエルシーシ元帥が大統領に就任し、マンスール氏は最高裁判所長官の職に復帰した。

- (2) 2014年憲法は前文に続く6編、247条から成っている。2012年憲法に比べると、編

の数、条文の数、ともに若干多い。しかしイスラームの統治に関連すると思われる規定は、以下にお示しするとおり、2012年憲法よりずっと少なくなっており、下記第7条のアズハルに関する規定を除けば、1980年憲法に戻ったと言っても良さそうである。

第2条

イスラームは国の宗教であり、…イスラームのシャリーアの原則は立法のための基本的法源である。

→ これは2012年憲法の第2条と同文（すなわち、1980年改正憲法の第2条と同文）の規定である。

第3条

キリスト教徒およびユダヤ教徒であるエジプト人に適用されるシャリーアの原則は、彼らの身分、宗教的事項、および、宗教上の指導者の選出に関する立法のための基本的法源である。

→ これも2012年憲法の第3条と同文の規定である。

第7条

高貴なるアズハルは独立したイスラームの総合機関であり、外部の干渉を排してその事業のすべてを運営し、エジプトおよび世界におけるイスラーム、宗教学およびアラビア語の布教および普及に努める。

国は、アズハルがその目的を実現するために十分な財政資金を、提供する。

アズハル総長は独立であって、罷免することはできない。高位イスラーム法学者委員会のメンバーからのアズハル総長の選抜方法は、法律でこれを定める。

→ この規定は、2012年憲法の第4条から、「イスラームのシャリーアに関する問題については、高貴なるアズハルの高位イスラーム法学者委員会の意見を求めるものとする。」の部分を削除したのみで、その他の部分は同じである。

(3) 2014年憲法は、2012年憲法が（不十分ではあるが）目指したイスラームへの方向性を抑えて、1956年憲法の世俗主義国家の方向へハンドルを戻したように思われる。その端的な現れは、2014年憲法第1条で使われている「ムワータナ」という用語であろう。「ムワータナ」は「国民」とか「市民」を示す普通名詞であるが、ムスリムと非ムスリムとを区別しない、その意味で「世俗的な」概念として捉えるのが一般的のようである。2014年憲法の第1条は、法の支配と並んでこのムワータナに、国民統合の原

理としての地位を与えている。

その他、2012年憲法の条文の内、上述した第12条（知識・教育のアラビア語化）、第44条（使徒・預言者の中傷禁止）、第219条（イスラームのシャリーアの原則）等のイスラーム的性格の強い規定が削除されている。

- (4) エルシーシ政権は、ムルシー政権の統治の失敗を補修するための、その意味では中継的性格の政権に留まるように思われるが、最初は同様の感覚で捉えられていたムバーラク政権が30年も続いたことを見ると、その将来を軽々しく予想することは困難である。しかし現在の政権とその統治の暫定性は否定できないであろうから、いずれ現行憲法は改正され、その場合には、アズハルに関する規定を含む、よりイスラーム的性格の強い規定が再度付け加えられるのではないかと思われる。